

令和 8 年 川 辺 町 議 会 第 1 回 定 例 会

令和 8 年 3 月 3 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4（承認第 1 号）	専決処分について承認を求める件《令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（専決第 2 号）》
日程第 5（承認第 2 号）	専決処分について承認を求める件《令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（専決第 3 号）》
日程第 6（承認第 3 号）	専決処分について承認を求める件《令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（専決第 4 号）》
日程第 7（同意第 1 号）	教育長の任命につき同意を求める件
日程第 8（諮問第 1 号）	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 9（議案第 1 号）	町道の路線廃止及び認定について
日程第 10（議案第 2 号）	美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
日程第 11（議案第 3 号）	川辺町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
日程第 12（議案第 4 号）	川辺町職員等の旅費に関する条例の制定
日程第 13（議案第 5 号）	川辺町公告式条例の一部を改正する条例
日程第 14（議案第 6 号）	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 15（議案第 7 号）	川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16（議案第 8 号）	川辺町下水道条例の一部を改正する条例
日程第 17（議案第 9 号）	川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第 18（議案第 10 号）	令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 19（議案第 11 号）	令和 7 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 20（議案第 12 号）	令和 7 年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 21（議案第 13 号）	令和 7 年度川辺町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 22（議案第 14 号）	令和 7 年度川辺町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 23（議案第 15 号）	令和 8 年度川辺町一般会計予算

日程第 2 4（議案第 1 6 号） 令和 8 年度川辺町国民健康保険特別会計予算
 日程第 2 5（議案第 1 7 号） 令和 8 年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 2 6（議案第 1 8 号） 令和 8 年度川辺町介護保険特別会計予算
 日程第 2 7（議案第 1 9 号） 令和 8 年度川辺町水道事業会計予算
 日程第 2 8（議案第 2 0 号） 令和 8 年度川辺町下水道事業会計予算

本日の議会に付した案件
 議事日程のとおり

出席議員（9 名）（欠席者なし）

議 長 佐伯 雄幸	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	4 番 桜井 真茂
6 番 巖 敬一郎	7 番 市原 敬夫	9 番 櫻井 芳男

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

町 長	木下 宙	副町長	重本 佳明
教育長	白村 茂	参事兼総務課長	鈴木 秀樹
参事兼上下水道課長	渡辺 英樹	会計管理者兼会計室長	林 正和
企画課長	平岡 善伸	税務課長	渡辺 保彦
住民課長	田口 将隆	健康福祉課長	井戸 陽子
産業環境課長	井戸 績	基盤整備課長	西田 吉文
教育支援課長	渡邊 明弘	生涯学習課長	佐伯 毅彦

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

（開会 午前 9 時 0 0 分）

◎議長（佐伯雄幸君） 皆さん、おはようございます。

令和 8 年川辺町議会第 1 回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、ただいまから、令和 8 年第 1 回川辺町議会定例会を開催いたします。

これから、本日の会議を開きます。

開会にあたり、注意事項を申し上げます。

マスクの着用については各自の判断といたしますが、環境衛生上自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

招集者の町長からの挨拶があります。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 本日ここに、令和8年川辺町議会第1回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まずはじめに、嬉しい御報告をさせていただきます。既に報道等で目にされている方もいらっしゃると思いますが、民間企業が毎年実施している「住み続けたい街ランキング2025」で川辺町が全国第4位にランクインしました。この結果は、川辺町の魅力が広く認められた証であり、大変嬉しく感じております。今後もこの結果に甘んじることなく、町民の皆様が誇りに感じ、住み続けたいと思っていただけるような街づくりを進めてまいりたいと改めて決意いたしました。

また、本年は昭和31年に下麻生町と合併し、新たな川辺町としてスタートしてから70周年を迎える節目の年でございます。今年1月からは、16年ぶりに副町長を配置し、新たな体制で行政運営に取り組んでおります。この変革の年を、川辺町が更なる挑戦と革新を進め、地域の魅力を一層高めるための大きなチャンスと捉えています。

この3月定例会では、新年度の当初予算を審議いただく大変重要な議会であると認識しており、詳細については当初予算の審議の中で御説明させていただきますが、この節目の年において、次の3点を重点的に進め、更なる町の発展を目指していきたいと考えております。

一つ目は「教育・子育て支援の充実」です。

「子育てするなら川辺町だ」と言っていただけるよう、子供目線、親御さん目線の環境づくり、施策を推進してまいります。また、保育・教育環境の整備を進め、子育て世代が安心して暮らせる町、移住先として選んでいただける町を目指してまいります。

二つ目は「御年配の方への支援強化」です。

「活力ある健康長寿の町」を目指し、基礎体力作りや生涯スポーツの推進に力を入れ、シニアの方々が更に活躍できる場を提供し、町全体で年齢を問わず生き生きとした生活ができる環境を整備します。

三つ目は「住みよく魅力的な町環境づくり」です。

冒頭で紹介させていただいた「住み続けたい街ランキング」の居住者コメントでは「自然がいっぱいで空気がきれい」、「自然豊かで静かな環境が好き」といったコメントが見受けられました。この自然環境は川辺町の魅力の一つです。この自然豊かな環境を有効に活用し、更に魅力ある街づくりを進め、町民の皆様が自分らしく暮らし、外からも多くの人々が訪れるようなまちづくりを推進してまいります。

これらの施策や取り組みを通じ、町民の皆様に「住み続けたい街」として思っていただけるように、町外の皆様からは「川辺町に住んでみたい」「川辺町に行ってみたい」と思われるような、そんな魅力的なまちづくりに尽力してまいります。私たちが目指すのは、誰もが安心・安全に暮らし、希望を持って笑顔が輝く町です。物価高騰や少子高齢化といった厳しい課題に直面している中であっても、町の未来に対する希望と活力を持ち続け、全力で取り組んでまいります。議員の皆様方におかれましても引き続き、町の発展に向けた御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、承認案件3件、人事案件2件、条例案件7件、予算案件11件、その他案件2件の計25案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号7番 市原敬夫君及び8番 石原利春君の2名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月25日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から13日までの11日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間に決定いたしました。

それでは、議案等の審議については、第1回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布されたとおり、「令和7年12月22日川監第27号」、「令和8年1月20日川監第29号」、「令和8年2月19日川監第31号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和7年度川辺町一般会計補正予算（専決第2号）》」を議題といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 本件についての説明を求めます。参事兼総務課長 鈴木秀樹君。

◎参事兼総務課長（鈴木秀樹君） 承認第1号について説明した。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和7年度川辺町一般会計補正予算（専決第2号）》」は、承認することに決定いたしました。

日程第5、承認第2号「専決処分について承認を求める件《令和7年度川辺町一般会計補正予算（専決第3号）》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。参事兼総務課長 鈴木秀樹君。

◎参事兼総務課長（鈴木秀樹君） 承認第2号について説明した。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分について承認を求める件《令和7年度川辺町一般会計補正予算（専決第3号）》」は、承認することに決定いたしました。

日程第6、承認第3号「専決処分について承認を求める件《令和7年度川辺町一般会計補正予算（専決第4号）》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。参事兼総務課長 鈴木秀樹君。

◎参事兼総務課長（鈴木秀樹君） 承認第3号について説明した。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分について承認を求める件《令和7年度川辺町一般会計補正予算（専決第4号）》」は、承認することに決定いたしました。

日程第7、同意第1号「教育長の任命につき同意を求める件」を議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 同意第1号「教育長の任命につき同意を求める件」について、御説明申し上げます。

教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方に御活躍いただいております。

そのうちの現教育長でございます 白村 茂 氏が令和8年3月31日をもって辞職されることに伴い、後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命につき同意をお願いいたしますのは、氏名 川上 二郎、住所 川辺町石神 6 1 7 番地 6、生年月日 昭和 3 9 年 6 月 1 0 日 でございます。

川上氏におかれましては、提出しております別添資料でございますとおり、岐阜県内の小学校教員として長年にわたり教育現場で活躍され、とりわけ平成 7 年には、在外教育施設であるトルコ共和国アンカラ日本人学校へ赴任され、国際的な教育環境のもとで指導にあたり、異文化理解と国際教育の視点を深められました。その後は、教育委員会や複数校での教頭職・校長職を経て、令和 3 年には川辺町立川辺北小学校の校長に就任。地域との連携を深めた学校づくりを進め、令和 7 年 3 月に同校にて役職定年を機に退職されました。令和 7 年 4 月からは川辺町教育委員会生涯学習課において、部活動の地域展開や学校地域協働活動の推進などに取り組んでおられます。これまでの豊富な経験と深い識見により、川辺町教育の発展に大きく貢献されることを確信しております。

なお、任期につきましては、現任者の残任期間である令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まででございます。

以上、よろしく御審議のうえ、同氏を任命することについて、御同意いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第 1 号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号「教育長の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

日程第 8、諮問第 1 号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 諮問第 1 号「人権擁護委員の候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員は議会の意見を聞き市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱するもので、現在、川辺町では 4 名の方に御活躍いただいております。

そのうちのお一人でございます 安江 克文 氏におかれましては、本年 6 月 3 0 日をもって任期満了を迎えられますので、同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

安江氏におかれましては、提出しております別添資料でございますとおり、令和 2 年の就任より人権擁護委員として積極的に活動されており、人格・識見が高く、誠実・温厚な人柄で、地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

任期につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。

以上、よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御意見賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、安江克文さんを適任として答申したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は安江克文さんを適任として答申することに決定しました。

日程第9、議案第1号「町道の路線廃止及び認定について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第1号「町道の路線廃止及び認定について」御説明申し上げます。

本件につきましては、町道長谷線を廃止し、この長谷線の起点を国道418号線に接続する箇所とし、再度認定を行うため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線の廃止と認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。お諮りします。議案第1号につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10、議案第2号「美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約」を議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第2号「美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約」について、御説明申し上げます。

本件につきましては、令和8年度から「岐阜県方式学校検尿システム」を美濃加茂定住自立圏で運用することに伴い、関係自治体間で事務処理を円滑に行うための委託関係を明

確化するためのものがございます。美濃加茂市および加茂郡内町村が地方自治法第252条の14の規定に基づき相互に事務を委託するに当たり、事務の委託に関する規約を定めるため、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものがございます。

以上、よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11、議案第3号「川辺町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」、日程第12、議案第4号「川辺町職員等の旅費に関する条例の制定」、日程第13、議案第5号「川辺町公告式条例の一部を改正する条例」、日程第14、議案第6号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、日程第15、議案第7号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、日程第16、議案第8号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」、日程第17、議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の7件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第3号から第9号まで一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第3号「川辺町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」について、御説明申し上げます。

本件につきましては、こども誰でも通園制度の実施に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであり、議会の議決を求めるものがございます。

こども誰でも通園制度は、未就園児とその保護者に対し、保育所・認定こども園等を活用した保育体験、相談支援、交流の場の提供などを行うことにより、子育て家庭を総合的に支援することを目的とするものがございます。制度の導入にあたり、対象者、提供内容、利用方法、費用負担等の基本事項を明確にする必要があるため、条例を制定するものがございます。

次に、議案第4号「川辺町職員等の旅費に関する条例の制定」について御説明申し上げます。

本件につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的として「国家公務員等の旅費に関する法律」が令和7年4月1日に改正されたことに準拠し、本町の旅費制度を改正するものがございます。なお、改正箇所が広範かつ複雑であるため、全部改正にて対応するものがございます。

次に、議案第5号「川辺町公告式条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

現行の公告式条例では条例等の公布について役場前の掲示場に掲示して行うことを定めておりますが、公布内容等を確認するためには役場まで見に来る必要がございます。そのため、町民の皆さまの利便性を高めるため、条例等の公布を町ホームページ上に設ける電子掲示場への掲示とするよう改正を行うものでございます。

次に、議案第6号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、予防接種法の改正により、法定接種のオンラインによる接種対象者確認の導入、予防接種予診票の電子化、国民健康保険団体連合会を通じた支払いなど、予防接種事務がデジタル化されることに伴い、任意接種として町が実施している小児インフルエンザ予防接種の実施及び助成に関する事務についても同様にデジタル化の対象とするため、改正を行うものでございます。

次に、議案第7号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

当該条例は当町における非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償について定めている条例でございますが、近隣との均衡や社会経済情勢の変化等を踏まえ、より適正な報酬水準とすることを目的に、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、スポーツ推進委員の報酬額について改正を行うものでございます。

次に、議案第8号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、国土交通省から「標準下水道条例の改正について」が通知されことに伴い、条例で規定する排水設備指定工事店における排水設備工事責任技術者の要件について改正を行うものでございます。

最後に、議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、これに準拠して定めている補償基礎額等について同様の改正を行うものでございます。

以上、7議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号から議案第9号の7件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号から議案第9号までの7件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18、議案第10号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」、日程第19、議案第11号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日

程第20、議案第12号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」、日程第21、議案第13号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）」、日程第22、議案第14号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第4号）」の5件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第10号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第14号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第4号）」まで、一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第10号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、既定の予算額から1億1904万1000円を減額し、予算総額を、60億9500万7000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、令和7年度の決算見込みに伴う歳入・歳出所要額の整理に加え、国の補正予算（第1号）に対応する補正を行うものでございます。

歳入では、普通交付税、前年度からの繰越金の増額に伴い、財政調整基金を始めとする各基金からの繰入金を減額することで調整し、歳出事業費の確定等に伴う地方債発行額についても整理をしております。

歳出につきましても、国の補正予算（第1号）に伴う社会資本整備総合交付金に係る建設事業費を増額するほか、各種事業費の決算見込みによる所要額の整理を行っております。

併せて、繰越明許費補正では、住民情報システム改修業務など、全11件を設定させていただくものでございます。

次に、議案第11号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額から、6065万円を増額し、予算総額を10億6772万9000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出において不足が見込まれる保険給付費を増額し、これに伴い、歳入において県からの保険給付費等交付金、国民健康保険基金繰入金などの財源で対応するものでございます。

次に、議案第12号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」につきましては、既定の予算額から、1614万8000円を増額し、予算総額を10億6527万6000円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和7年度の決算見込みにより、歳出において、保険給付費を増額し、歳入では、これに伴う国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などで対応するものでございます。

次に、議案第13号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、収益的収入で792万4000円を減額し、収益的支出で442万8000円を増額、資本的収入で1億2978万3000円、資本的支出で1億2975万1000円をそれぞれ減額するものでございます。

補正内容につきましては、令和7年度の決算見込みによる事業費について整理を行い、収益的収入および支出、資本的収入および支出の各所要額を補正するものでございます。

最後に、議案第14号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、収益的収入で774万9000円、収益的支出で901万9000円、資本的収

入で2億155万5000円、資本的支出で2億3247万8000円をそれぞれ減額するものでございます。

補正内容につきましては、令和7年度の決算見込みによる事業費について整理を行い、収益的収入および支出、資本的収入および支出の各所要額を補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号から議案第14号の5件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第14号までの5件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、議場内換気のため休憩に入りたいと思います。再開時間10時と定め、休憩といたします。

（休憩 9：48～10：00）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第23、議案第15号「令和8年度川辺町一般会計予算」、日程第24、議案第16号「令和8年度川辺町国民健康保険特別会計予算」、日程第25、議案第17号「令和8年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第26、議案第18号「令和8年度川辺町介護保険特別会計予算」、日程第27、議案第19号「令和8年度川辺町水道事業会計予算」、日程第28、議案第20号「令和8年度川辺町下水道事業会計予算」の6件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、議案第15号から議案第20号までの令和8年度各会計の当初予算案につきまして、その概要を一括して御説明いたします。

令和8年度当初予算は、令和7年5月に就任した私にとって初めての当初予算編成となりましたので、公約とさせていただいていた子育て支援施策をはじめとした、特色ある各種事業を計上しております。

当初予算編成の基本方針は、川辺町第5次総合計画に掲げる将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現に向け、「美しく安らぎのあるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「みんなで学び合うまちづくり」「快適に暮らすことができるまちづくり」「新たな活力をおこすまちづくり」「共に考え行動するまちづくり」の六つとしています。また「まち・ひと・しごと創生法」による川辺町版総合戦略の実現を目指すものとし、インフラ整備を中心に、町民の皆さまにはこれからも川辺町に住み続けたいと思っていただき、町外の皆様には川辺町に住んでみたいと思っていただけるよう、積極的に施策を実施する予算としています。

各会計の予算規模については、一般会計の予算総額は、５７億３００万円、対前年度比７７００万円、１．３％の減少としております。

次に、特別会計については、国民健康保険特別会計 ９億５７２１万３０００円。後期高齢者医療特別会計 ２億１９５５万７０００円。介護保険特別会計 １０億１２１０万２０００円としております。

次に、公営企業会計については、水道事業会計 ４億９７４７万６０００円。下水道事業会計 ９億６５４５万９０００円とし、一般会計・特別会計・公営企業会計を合わせた総額で、９３億５４８０万７０００円、対前年度比で６億６９４５万３０００円、６．７％の減少としております。

各会計とも、歳入では、国と県の動向を見極めながら財源確保に努めるとともに、地方債の発行についても交付税措置など有利な財源の確保に努め、各種基金からの繰り入れなども考慮しながら、健全な財政運営を念頭に、予算を編成いたしました。

では、始めに一般会計の歳入予算について御説明いたします。

まず、町の一般会計歳入総額の約４分の１を占める町税につきましては、１３億９２２０万１０００円、対前年度比１５８４万４０００円、１．１％の減少を見込んでおります。

法人町民税・固定資産税、たばこ税などの減収を見込んでおりますが、軽自動車税の環境性能割の廃止など、国の政策によって減収となる税目について財政措置として交付される地方特例交付金は、増収が見込まれます。

なお、地方消費税交付につきましては、物価動向に大きく影響される交付金でありますので、県からの通知を元に算定した交付見込額は、２億８５２５万９０００円、対前年度比３５８４万５０００円、１４．４％の増加を見込んでおります。

次に、一般会計歳入の約３分の１を占める地方交付税は、地方財政計画及び町の算定基礎額などから積算した結果、１８億７０００万円、対前年度比９２００万円、５．２％の増加で計上しております。

このうち、普通交付税は、当初予算ベースで算定の基礎数値となる基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いた、町の財源不足額は、前年度より増加する見通しであり、結果として、普通交付税の額は、大きく増額になる見通しであります。

国庫支出金につきましては、４億８９０２万６０００円、対前年度比４４５９万９０００円、８．４％の減少を計上しております。インフラ整備に係る社会資本整備総合交付金が増加する一方で、前年度に交付を受けた公立学校情報機器整備費補助金などが減少する見込みです。

県支出金につきましては、３億１８万９０００円、対前年度比８０６万８０００円、２．８％の増加を計上しております。給食費無償化に伴う市町村学校給食費負担軽減交付金などが増加する見込みです。

寄附金では、ふるさと川辺応援寄附金に２億３０００万円を計上し、制度本来の趣旨を理解のうえ、地域産業の振興、川辺町特産品の情報発信も行い、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

繰入金につきましては、５億２６４８万８０００円、対前年度比４１４３万７０００円、８．５％の増加を計上しております。普通建設事業費の財源として「財政調整基金」２億円を繰り入れるとともに、高齢者福祉事業に「いきがい基金」３１００万円を、下水道事

業補助金に「環境整備基金」８０００万円を充当し、快適に暮らすことができるまちづくりを推し進めてまいります。

町債につきましては、１億６３５０万円、対前年度比２億４００万円、５５．５％の減少としております。町債につきましては、基本的に交付税措置がある財源的に有利なものを起債することとしております。

続きまして、歳出の主な事業につきましては、第５次総合計画に掲げております６本の体系に添いまして、御説明申し上げます。

はじめに、一つ目の柱「美しく安らぎのあるまちづくり」に関する事業でございます。

地震発生時の火災対策としまして、感震ブレーカー設置支援補助金２００万円を計上し、防災意識の向上に努めます。

また、町民生活に直結する防犯灯・防犯カメラ等を管理する「生活安全推進事業」に１３４５万１０００円、消防団活動に必要となる「消防団活動経費」に３９４７万７０００円を計上しています。

次に、二つ目の柱「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に関する事業でございます。

町内こども園の０～２歳児クラスに通う園児を対象とした「こども園おむつ無償化事業」に２１３万４０００円、児童虐待や子育て課題を抱える家庭を支援する「こども家庭センター運営事業」に３４３３万２０００円を計上しています。

また、障害者の自立支援を行う「障がい者総合支援等事業」に３億４５６万８０００円、１８歳以下の子供や一定の障害を有する方などの医療費負担を軽減する「福祉医療助成事業」に１億９３４万７０００円を計上しています。

国民健康保険事業では、引き続き医療費の動向に注意を払いながら、疾病の予防のための特定健康診査や特定保健指導を進め、保険事業の健全運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業では、岐阜県内の全市町村で組織された広域連合が運営する後期高齢者医療制度を確実に推進してまいります。

介護保険事業では、適正な介護保険事業の運営に努めながら、令和９年度から令和１１年度までを事業期間とする「川辺町第１０期介護保険事業計画」を策定します。

次に、三つ目の柱「みんなで学び合うまちづくり」に関する事業でございます。

夏季の熱中症対策として、小学校まで概ね２キロメートル以上の距離がある児童を対象に送迎を行う「下校支援バス運行事業」に８２７万７０００円、小学校３校・中学校１校の体育館に空調設備を設置するための実施設計を行う「小中学校体育館空調設備設置事業」に２３２４万３０００円を計上しています。

また、中学校の部活動を地域のスポーツクラブへ順次移行するため、地域クラブ活動委託料や専任コーディネーターの配置などに係る費用として「部活動地域移行事業」に１７４０万３０００円を計上しています。

「小学校将来像検討事業」では、町民へのアンケート調査費などとして６１８万１０００円を計上し、今後の方向性を検討してまいります。

次に、四つ目の柱「快適に暮らすことができるまちづくり」に関する事業でございます。

宅地化が進むＪＲ中川辺駅西側地域のインフラ整備を行う「中川辺駅西地区周辺整備事業」では、国の「社会資本整備総合交付金」を活用し、町道の用地取得費や拡幅工事等に６２７０万６０００円を計上し、快適に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

また、老朽化した町道の舗装および修繕に6590万7000円、町道の改良工事や歩道新設工事に5369万6000円のほか、農業用施設の整備として、緊急自然災害防止対策事業に位置づけられる「樫鳥排水路拡幅工事」や「雌鳥排水路護岸補修工事」などに3482万4000円を計上しています。

上水道関係では、引き続き「重要給水施設配水管耐震化工事」を実施し、水道施設の強化を図ります。

下水道関係におきましても、引き続き「社会資本総合整備計画」に基づき、施設設備の更新工事や農業集落排水接続工事を実施してまいります。

次に、五つ目の柱「新たな活力をおこすまちづくり」に関する事業でございます。

近年、町内の里山が大きな注目を集め、多くの登山者が訪れています。この観光資源を生かし、町内7座を巡る「デジタルスタンプラリー開催事業」に77万9000円、更なる森林空間のマウンテンバイクなどの活用や既存の登山道を点検する「森林空間活用検討事業」に502万円を計上し、町の魅力発信と若い世代の交流人口拡大・地域の活性化を図るイベント「カワベ マウンテン フェス フモト」を令和8年10月25日に開催を予定しています。

また、子育て世帯等の住宅取得に対する助成金を1世帯最大50万円まで拡充する「定住促進助成金」に1000万円、町内に事業所等を新規創業する方へ1事業所最大150万円まで拡充する「小規模事業者支援事業」に650万円、「国道41号美濃加茂バイパス高架下全天候型公園整備事業」として、公園のコンセプトや配置計画などの概要を図化する基本設計費607万円を新たに計上しています。

そのほか、令和8年9月12日に開催予定の「川辺おどり開催事業」843万2000円、メガサップやタンデムカヌーを導入する「マリンスポーツ推進事業」に134万4000円を計上し、地域の活性化を図ります。

最後に、六つ目の柱「共に考え行動するまちづくり」に関する事業でございます。

令和8年11月1日に開催予定の川辺町合併70周年記念式典開催事業に446万5000円、自治体DXの推進を図るため、「セミセルフレジ・キャッシュレス決済機器導入経費」に621万5000円、「デジタルサイネージ導入経費」に196万1000円を計上しています。

また、町の特産振興やPRの場として定着している「ふるさと納税」については、貴重な財源として2億3000万円を歳入予算に計上し、その謝礼品等に要する費用として「ふるさと川辺応援事業」に1億1233万1000円を計上しています。

以上、当初予算の概要を説明させていただきました。

どうか慎重に御審議いただき、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

お諮りします。議案第15号から議案第20号までの6件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号から議案第20号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため3月4日から3月12日までの9日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、3月4日から3月12日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。次回は3月13日、金曜日、午前9時から再開いたします。本日は、これで散会いたします。皆さん大変御苦勞様でした。

（閉会 午前10時20分）

令和 8 年 川 辺 町 議 会 第 1 回 定 例 会

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）午前 9 時 0 0 分開会

議事日程（第 2 号）

- | | |
|------------------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2（議案第 1 号） | 町道の路線廃止及び認定について |
| 日程第 3（議案第 2 号） | 美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約 |
| 日程第 4（議案第 3 号） | 川辺町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 |
| 日程第 5（議案第 4 号） | 川辺町職員等の旅費に関する条例の制定 |
| 日程第 6（議案第 5 号） | 川辺町公告式条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7（議案第 6 号） | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8（議案第 7 号） | 川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9（議案第 8 号） | 川辺町下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10（議案第 9 号） | 川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11（議案第 10 号） | 令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 12（議案第 11 号） | 令和 7 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 13（議案第 12 号） | 令和 7 年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 14（議案第 13 号） | 令和 7 年度川辺町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 15（議案第 14 号） | 令和 7 年度川辺町下水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 16（議案第 15 号） | 令和 8 年度川辺町一般会計予算 |
| 日程第 17（議案第 16 号） | 令和 8 年度川辺町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 18（議案第 17 号） | 令和 8 年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 19（議案第 18 号） | 令和 8 年度川辺町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 20（議案第 19 号） | 令和 8 年度川辺町水道事業会計予算 |
| 日程第 21（議案第 20 号） | 令和 8 年度川辺町下水道事業会計予算 |

議事日程（第 2 号の追加 1）

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 追加日程第 1（議案第 21 号） | 令和 7 年度川辺町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 追加日程第 2 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査 |

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（９名）（欠席者なし）

議 長 佐伯 雄幸	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	4 番 桜井 真茂
6 番 巖 敬一郎	7 番 市原 敬夫	9 番 櫻井 芳男

地方自治法第１２１条による出席者

町 長	木下 宙	副町長	重本 佳明
教育長	白村 茂	参事兼総務課長	鈴木 秀樹
参事兼上下水道課長	渡辺 英樹	会計管理者兼会計室長	林 正和
企画課長	平岡 善伸	税務課長	渡辺 保彦
住民課長	田口 将隆	健康福祉課長	井戸 陽子
産業環境課長	井戸 績	基盤整備課長	西田 吉文
教育支援課長	渡邊 明弘	生涯学習課長	佐伯 毅彦

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

（開会 午前９時００分）

◎議長（佐伯雄幸 君） 皆さん、おはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

再開にあたり、注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行って下さい。また、議場内の換気のため、休憩を設ける場合がありますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今から、日程第１ 一般質問を行います。順番に発言を許します。

一般質問は、会議規則第４９条第３項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は、一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則１議員１時間以内いたします。

一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。再質問に対する答弁は、自席で着座にて行ってください。それでは、一般質問を始めます。議席番号７番 市原敬夫 君。

◎７番（市原敬夫 君） おはようございます。議長より許可をいただきましたので、福祉バスの利便性について、町長に質問をいたします。

川辺町では、町民の移動手段のひとつとして福祉バスが運行されています。その運行状況は、Ａコース、Ｂコース、そして美濃加茂コースがあり、Ａ、Ｂコースは各４便、美濃加茂コースは３便が運航されています。

高齢化が進む中で、この福祉バスの運行は、町民の移動手段として重要な役割を担っており、今後さらにその重要性は増すものと考えております。

私は、令和元年初めての一般質問で、この福祉バスの利便性について質問をさせて頂き、その後、いくつかの改善がなされ、美濃加茂コースも出来ました。

令和6年度に社会福祉協議会が実施した75歳以上の方へのアンケート調査や過去に実施した地元の高齢者の組織である福寿会のアンケート調査によりますと、利用したいけど利便性が悪く利用していないとの回答が多くありました。その理由は、主な目的地である病院、買い物、銀行、役場など中川辺周辺に行きたいのに約1時間を要すること。2時間に一本しか運行されていないことなどであります。

そして、現在は車がありますが、後3年、5年後には、運転免許証の返納などから必ずこの福祉バスを使わざるを得ないとの回答がありました。

私は、どんな時でも、「何のために」というのを大事にして考えていますが、この福祉バスは、何のために運行されているかを考えた時、特に高齢者の方の移動手段として、必要不可欠なものであると考えています。そのため、限られた予算の中で、いかに利用者のニーズに応えていくかを検討する必要があります。

私は過去の質問で、離れた地域から中心部へ直行便を出す案を提案致しました。8人乗り位のワゴン車で、20分から30分くらいで目的地へ行ける福祉バスの運行で、今もこの考えは変わっておりません。

例えば、下麻生発上川辺、下石神経由の中川辺行き。鹿塩発大北、下石神経由の中川辺行き。下吉田発比久見経由の中川辺行き。下飯田発福島経由の中川辺行き。下川辺発西栃井経由の中川辺行き。などコースは増えますが、目的地への所要時間は、半減し利便性は高まります。

そして、本数を増やすには、中型車でなく、8人乗りのワゴン車を推奨します。車両の取り回しも良く、普通免許でも運転できるため、運転手不足解消にもつながると思います。

また病院においては、患者さんを送迎している病院もあります。そうしたところと調整連携することも1つかと思います。

特に高齢者の方が移動手段がなくなると、行動範囲が狭くなり交流の機会も失われ、これにより体力や認知機能の低下も懸念されます。

こうしたリスクを抑制するためにも、福祉バスの利便性を高め、利用率が増加することによって、高齢者の活動範囲が広がり、健康維持の面からも重要な役割を担っていると考えます。

このように、福祉バスの役割は、単に移動の手段だけでなく、高齢者の心身の健全、健康維持からも重要な役割を担っていると考えています。

福祉バスは、社会福祉協議会が町から委託され運行していますが、福祉バスの位置づけや方向性については、委託元である町が示唆する事と考えます。

そこで、次の5点について質問を致します。

1、福祉バスの現在の運行実態について。利用者の声、利用の実態などから、現行の運行と必要性について、町長としてどのようにお考えなのか、評価してみえるのか、伺いたいと思います。

2つ目に福祉バスの遠隔地からの直行便の運行や増便について。福祉バスの役割として、利用者のニーズに応えるため、利便性を考え遠隔地からの直行便の運行や、必要時の増便などの検討についての考えを伺います。

3つ目、高齢者の健康維持のための福祉バスの役割について。福祉バスは移動手段のみでなく、高齢者の心身の健康維持に大きな役割を果たすことから、福祉政策の1つとしての位置付けについて、町長の考えを伺います。

4つ目、町民の移動手段としての福祉バスの今後の取り組みについて。高齢化により、今後益々必要性が求められる福祉バスの運行について、福祉バス運行の拡充、業者への委託など、今後どのような形で運行を考えてみえるか伺います。

最後に美濃加茂市などとの広域バス運行の検討について。各市町村がいろいろな交通手段を実施されています。例えば、美濃加茂市はあいあいバスを業者委託で運行しており、8年度からはデマンドバス運行により、利用者の利便性をさらに高める検討がされています。

今後川辺町もこの交通手段について、公営規定に、検討をする考えがあるかどうか、伺います。よろしくお願いします。

◎町長（木下宙 君） はい、議長。

◎議長（佐伯雄幸 君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙 君） 福祉バスの運行は、平成5年度に開始され、運行実績や町民の方からの要望に基づき現在に至るまで改善が重ねられてきました。

市原議員からは、5点についてご質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

まず1点目の福祉バスの運行実態でございます。

福祉バスは14人乗りのワゴン車を使用し、Aコース、Bコースそれぞれ4便、美濃加茂コース3便を社会福祉協議会に委託して運行しています。運転手5名は、行政バスの運転業務も兼務しており、福祉バスに関しては、日曜日・祝日を除いて年間約290日稼働しています。特に午前便は、通院や買い物に多くご利用いただいております。

過去3年間の福祉バス利用者数は、年々増加しており、令和7年度は町内コース及び美濃加茂コースあわせて、年間11,200人の利用を見込んでいます。令和7年度からは、町中コースを廃止し、ダイヤの調整やバス停の名称変更、時刻表の刷新を行うなどの改善をしていましたが、町民の方からのご意見等は特にいただくことなく、一定のご理解をいただいているものと認識しております。

市原議員の仰せのとおり、アンケートでは、町民の方から福祉バスの利便性を求める声はありますが、3年連続で利用者が増加しており、アンケートを実施することで福祉バスの認識向上にも寄与できたものと考えております。

2点目の福祉バスの遠隔地からの直行便運行や増便についてお答えします。

現在、福祉バスは14人乗りワゴン車2台で運行しています。市原議員ご提案のとおり、8人乗り車両を導入すれば、運転手は普通免許で対応可能となり、運転手の確保が容易になること、小回りが利くという利点も理解しております。しかしながら、現在使用している福祉バスは、平成30年および令和元年に購入された車両であり、買い替えるにはまだ早いと考えています。

遠隔地からの直行便運行や増便については、距離や時間を短縮するためにはバスの台数を増やす必要があります。しかし、その場合追加の予算確保や運転手の配置が必要となるため現実的には難しい状況です。

3点目の福祉バスの移動手段と4点目の健康づくりとしての役割については併せてお答えします。

福祉バスは、住民の移動手段として、また、医療機関への受診や買い物、趣味活動に利用されることにより、健康づくりに寄与すると考えています。このような移動手段を通じて、住民の生活の質の向上や健康促進にも貢献することが期待されます。

そのため、月曜日から土曜日の週6日運行を継続しており、福祉バスを利用し事業に参加できるよう、事業開始の時間について考慮しております。

先ほど申し上げましたとおり、福祉バスの運行には一定のコストがかかり、運転手の配置や車両の維持管理について予算の調整が必要です。現行体制を維持しながら優先順位を踏まえて運行していく所存です。

5点目の美濃加茂市との広域バスの運行の検討についてお答えします。

美濃加茂市と加茂郡の町村で形成する「みのかも定住自立圏」において、公共交通に関する「みのかも定住自立圏 公共交通基本構想（案）」のパブリックコメントが2月27日まで行われておりました。現在、各市町村では、福祉バス、デマンドバス、コミュニティバスなど地域の実情に合わせたバス運行が行われています。

これらのバス運行の相互乗り入れや乗り継ぎを実現することができれば、広域的な移動等も含めて利便性が向上し、高齢者の免許証返納後の移動手段として大きな助けになると考えています。バスの運用に関しては、市町村間での財政面を考慮した調整や、バス事業者等における運行経費の増加や、運転手の確保等様々な問題がありますが、令和8年4月から始まる「第4次共生ビジョン」において、重要な課題として、協議を重ねていく所存です。

今後に限られた財源の中ではございますが、町民の皆様の声を大切にし、より良い福祉バス運行を目指して取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫 君） 今ご答弁ありましたように、財源の問題もありますが一番大事なのは、この福祉バス運行が町民の足として、また健康維持の1つとして大きな役割を果たしていることです。今後、美濃加茂、定住自立圏公共交通基本構想の中で、検討されていくことと思いますが、質問の中でも提案しましたように、何のために福祉バスを運行しているのかを視点を、福祉バスを高齢者の移動手段として、また、福祉政策として、不可欠なものであり、利便性を十分考慮され、利用者に喜ばれる福祉バスになりますことを切望して、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸 君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。

議席番号 9番 櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男 君） はい。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思います。質問はDX推進計画についてです。令和2年12月「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、その後「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D

X) 推進計画」が策定されました。川辺町もDX推進を図っていると思いますが、以下の質問を致します。

1つ。川辺町の現状について令和3年以降、当時の企画課長が議会行政連絡会議の席上、DXの概略等の説明がありました。その後の進捗状況と現状についてお聞きします。

2つ目、第5次総合計画には「川辺町DX推進計画」についての計画記述はありません。現在策定中である「第6次川辺町総合計画」でのDXの計画の概略をお聞き致します。

3つ目、通信技術を活用したコミュニケーションの進展は光の速度に匹敵する状況ですが、この状況には利用者に対する支援が必要と考えます。例えば、総務省「令和6年 通信利用動向調査」によりますと、スマートフォンの60代後半から70代での保有率・利用率が全年代平均を下回る傾向が続いているとのこと。このような状況で、行政・民間サービスのデジタル化に対応できない人は手続き等が困難になります。全町民がデジタル化に対応できる環境づくりの対策をお持ちなのかお聞き致します。

4つ目、自治体向けの情報誌の中に「役割分担と知識の共有で庁内のDX基盤を整えて自走する組織を目指す」という記事がございました。

高齢者向けにスマホ教室を開く等、職員向けのヘルプデスク業務等、庁内に専門人材がいること等々、DX推進の先進事例の記事で大変参考になる内容でした。

川辺町でもDX推進には欠かせない指摘、つまり「専門人材、専門部署等」を置くことの重要性が語られております。

質問3で利用者等への助力が必要ではないかと質問を致しましたが、専門人材・専門部署等の設置が必要と考えますが、町としてのこのような対応を考えておられるのかどうかお聞き致します。

◎企画課長（平岡善伸 君） はい、議長。

◎議長（佐伯雄幸 君） 企画課長 平岡善伸君。

◎企画課長（平岡善伸 君） それでは、櫻井議員から4点ご質問をいただいておりますので、順にお答えさせていただきます。まずはじめに、令和2年から5年にかけての新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、行動制限や外出自粛が実施され、書面や窓口中心の行政手続きに大きな影響が生じました。これを踏まえ、非常時でも住民サービスを継続できる体制づくりとデジタル技術の活用が求められるようになりました。

本町では、国の「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、令和6年度に「川辺町DX推進計画」を策定し、将来的な人口減少や職員数の制約を見据え、限られた体制でも行政サービスの質を維持・向上させるとともに、オンライン手続きや24時間対応など多様化する住民ニーズに対応するための基本方針を定めております。

そこで1点目についてお答えします。現在本町では、各種アンケートや申込み、利用の予約などをメールやQRコードからできる「L o G o フォーム」という機能を導入しております。この機能では、書類への記入が不要となるほか、来庁することなく手続きが完結するなど、利便性の向上につながっており、また、職員側におきましても、郵送書類の経費削減に加え、入力内容のデータ化による事務処理の効率化が図られていると考えております。

また、近年、急速に発展している「生成AI」につきまして、指示に応じた回答や文章の作成、会議録の文字起こしや説明資料の要約などに活用し、業務の効率化を図っており

ます。ただし、本機能は、インターネット上の様々な情報を集約・要約するため、中には誤った情報が含まれる可能性もあり、その内容につきましては確証を得て確認したうえで利用しております。

さらに、町の情報を「すぐメール」と「LINE」から入手できるようにし、マイナンバーを活用した「オンライン申請」により、子育て、福祉、転入転出などの各種手続きができるようホームページに整備しております。また、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」により、住民票などをお近くのコンビニエンスストアで取得できる体制を構築しております。

なお、今後の取組みとしまして、令和8年度に、役場庁舎及び中央公民館の行事予定や広告等をテレビ画面に表示する「デジタルサイネージ」を予定し、会計室には住民の皆さまから要望のあります「キャッシュレス決済」機器を導入予定としているところでございます。

次に2点目のご質問についてお答えします。現在、策定中の「第6次川辺町総合計画」におきましては、「川辺町DX推進計画」を踏まえた「自治体DXの推進」を課題として掲げ、行政サービスのデジタル化による業務効率化の推進と住民ニーズに対応した利便性の向上に加え、「デジタルディバイド」と言われるパソコンやスマートフォンなどの通信機器の利用が不慣れな方に対する、情報取得方法の周知や、安全・安心な利用促進を主な施策の一つとして進めていくこととしております。

続いて、3点目のご質問についてお答えします。現在、各種手続きの多くがスマートフォンの利用を前提とした仕組みに移行し、住民生活にも大きな影響を及ぼしております。一方で、インターネットの利用に伴う個人情報の漏えいやウイルス感染、架空請求などの不安から、利用に躊躇される方も少なくありません。加えて、スマートフォンの機能やアプリケーションの高度化・複雑化も保有率や利用率の低さに表れていると想定します。

このような現状を踏まえ、スマートフォンの利活用支援として、操作方法を学ぶ講座の開催や、安全で分かりやすい使い方を広報誌で周知する取組みなどを検討しており、まずは、「基本的な操作方法を習得する」、「必要な情報を検索する」、「アプリをインストールする」といった、日常生活に直結する身近で実用的な内容からお伝えできればと考えております。

また、すべての方に対し、一律にデジタル環境を整備することは現実的に困難ですので、利活用の難しい方に対しましては、引き続き書面による手続きが可能な体制を維持し、誰一人取り残さない対応に努めてまいります。

最後に4点目についてお答えします。急速に進展するデジタル分野に対し、即時に庁内のDX推進体制を整備することは難しく、専門的知見を有する人材確保が重要であると認識しております。

そのため、民間企業のデジタル専門人材を自治体に派遣いただく「企業版ふるさと納税の人材派遣型」や、定住自立圏に取り組む市町村と民間企業が協定を結び、地域貢献として社員を派遣していただく「地域活性化起業人制度」など、国が推奨する制度の利用について検討を進めております。

しかしながら、デジタル専門人材は、自治体及び民間企業においても全国的に不足しており、民間企業を含め自治体における専門人材の獲得及び確保は厳しい状況でございます。

そのため、県が行うデジタル関連の課題に対する伴走型支援の積極的な活用や、庁内の情報機器の保守を担う民間事業者の協力に加え、説明会への参加や専門研修等の受講による人材育成、将来を見据えた専門部署の設置など、内部体制の強化にも努めてまいります。

今後におきましても、住民の皆様にとって必要性が高く、かつ利用しやすいデジタルの導入を進めるとともに、利活用が困難な方への支援策の充実を図りながら、着実なDXの推進に向け取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

◎9番（櫻井芳男 君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎議長（佐伯雄幸 君） それを許します。

◎9番（櫻井芳男 君） 議員が今タブレットをいただいております。そういう中で、非常に操作が難しい。というようなことを実感しております。

今回この一般質問は、明確な回答をいただくというようなことよりも、注意喚起というか、こういうものに乗遅れてはいけないというようなことを感じまして、一般質問を致しました。世界的にこういうような、ICTとかこういうふうに出ますと、ちょっとわかりにくいんですが、このようなことで、我々日本は、遅れているという、その中でも川辺町は率先して、別に他の市町村に関わることなく、独自で進めていただきたいという思いがありましたので、一般質問いたしました。

専門の職員を置くとか置かないとかっていうことになると、非常にこれ難しいと思うんですが、これは、ぜひ、詳しい方を研修に行ってください、ぜひ我々が質問したいときに、答えていただけるようにしていただきたいということを要望しまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

◎議長（佐伯雄幸 君） 以上で櫻井芳男君の一般質問を終わります。

議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼 君） 議長の許可を頂きましたので、1点質問させていただきます。川辺町における子育て支援についてでございますが、いい部屋ネットの『住み続けたい街ランキング』で昨年の55位から一挙に全国第4位にランクされ、テレビでも放映されました。『街に愛着があるランキング』でも226位から44位と飛躍しております。川辺町に在住していることに誇りを持てる快挙であり、子育て世帯の移住・定住を進めるうえでは大きな後押しとなる状況であります。

昨年6月議会において、町長は、安心して子育てできる経済支援と環境整備を行っていくとの回答でした。

東海地区で注目が集まる中、小学校の給食費無償化については令和8年度一般会計に予算計上されていますが、川辺町の子育ての独自性を出すためには中学校の給食費無償化も考えては如何でしょうか。どのようなお考えか回答を求めます。

◎町長（木下宙 君） はい、議長。

◎議長（佐伯雄幸 君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙 君） それでは井戸議員からのご質問のありました川辺町における子育て支援についてお答えいたします。

義務教育における学校給食費の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供たちの健やかな成長を支える上で、非常に重要な施策であると認識しております。

国は、給食費負担軽減交付金を創設し、学校給食費の抜本的な負担軽減を実施します。公立小学校給食費を令和8年4月から無償化し、その後中学校給食費についても、できる限り速やかに無償化する方針を示しています。

現在、一部の自治体で先行実施されておりますが、その多くは臨時的な財源を活用したものでございます。

本町において継続的な無償化を実施するには、多額の恒久的な財源が必要となり、将来にわたって安定的に給食の質を維持、向上させるためには限られた予算の中で、他の子育て支援策や教育環境の整備との整合性を慎重に検討したいと考えております。

現時点においては、給食費の完全無償化を直ちに実施するのではなく、独自性を出す取り組みで、次代を担う子供たちが安全で快適な環境の中で主体的に学びを深めることができる教育環境の整備に資する事業を優先すべきとの判断に至っております。

議員の皆様方におかれましては、子育て世帯が安心して暮らせるまち、移住先として選んでいただけるまちの実現に対して、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎1番（井戸三兼 君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸 君） それを許します。

◎1番（井戸三兼 君） 今、町長が独自性を出す取り組みで、次代を担う子供たちが安全で快適な環境の中で、主体的に学びを深めることができる教育環境の整備に資する事業を優先すべきという判断に至っているということをおっしゃいましたが、これは具体的にはどのような事業なのかちょっとわかりませんので、教えていただきたいというのと、環境整備で言えば、前々から問題になっている小学校の統廃合も環境整備に当たると思うんですが、この点についてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

◎町長（木下宙 君） はい、議長。

◎議長（佐伯雄幸 君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙 君） ただいまご質問いただきました2点についてお答えいたします。

独自性を出す取り組みでということでございますけれども、現在検討中の構想でございますが、何点か御提示させていただきますと、まずですね、経済的支援ということでは、各こども園のですね、第2子以降の保育料の無償化を考えていることでありまして、あとはですね、昨年度も実施いたしました熱中症対策としての、バスでの送迎事業。こういったものをまず考えております。

さらにですね、教育についてはですね、今考えているのは、川辺町で子育て、教育を受ければ、海外でも通用するような英語力を身に付けられるような、こんな事業を展開できないかなというふうに、現在考えております。

これはですね、今、実際に調べをしておりますけれども、まだ教育現場との調整もありますので、具体的な中身については、今お伝えすることはできませんけれども、特に英語教育について、費用を掛け、検討したいと考えております。

続いて2点目の、学校統廃合の関係ですけれども、今ですね、令和8年度の予算に提案させていただいております、小中学校のエアコン設置ということで設計の費用を計上させていただいております。こういったことでですね、環境整備を整えていきたいと考えて

おりますし、その学校統廃合の考え方については、令和８年度に、まずアンケートを実施させていただきます。

こういったものを踏まえてですね、今あらゆるプランを平行で、並列で考えておりますので、近いうちに、令和８年度には、改めて方針の方お伝えできるかと思っておりますけれども、現在検討中でございますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

◎１番（井戸三兼 君） 再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸 君） それを許可します。

◎１番（井戸三兼 君） 今、具体的な、こども園のことや熱中症対策、英語力の教育、ということでしたが、わかる範囲で結構なんですが、どのくらいかかるものか、ということですね、私が質問した中学校の給食費の無償化は、多分２，０００万ぐらいかかるんじゃないかと思うんですけど、それぐらいかかるということでしょうか。お尋ねします。

◎町長（木下宙 君） はい、議長。

◎議長（佐伯雄幸 君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙 君） ただいま御質問いただいた、想定される費用についてであります。あくまでちょっと想定というところでお答えしますと、例えばですね、バスの送迎事業でいいますと、今年度上程もさせていただいておりますのが、８００万円から１，０００万弱ほど、まずかかるということでございますけれども、今後これも拡充していくことを考えますと、もう少しかかってくるかなということでございます。

あとですね、英語教育についてですけれども、今ちょっと検討しているのがですね、ＡＩを活用した英語教育、こういったものを取り組めないかなということ考えておりますけれども、こういったものもですね、あくまでこれ一般的な話ですけれども、英語のＡＩを使ったアプリなどを利用しようとすると、１人当たり、年間２万円から３万円かかるようなサービスもございますので、これあくまでまだやるってわけではないですけども、そういった、これを全生徒、児童生徒に拡充していこうと思うと、それ相応のお金がかかるんじゃないかなというような試算もございます。

またですね、その他施策も考えておりますけれども、まだちょっと具体的な費用計算まではしておりませんので。

しかしながらですね、今おっしゃられた２，０００万円という額に匹敵、若しくはですね、それをはるかに上回ってくるような額を投じてでもですね、川辺町の子育てについて力を入れて、独自性、そして主体性、あとは郷土愛を育むようなですね、教育につなげていきたいと、こう考えております。以上です。

◎４番（桜井元茂 君） 議長、動議。

◎議長（佐伯雄幸 君） 桜井真茂君。

◎４番（桜井元茂 君） ただいま、町長の答弁の中で、井戸三兼議員の再質問は、中学校の給食費無料化は、いくらするんですかという質疑でございました。それに対して町長はそのことに触れず、別のことを答弁してみえますので、担当の教育課長若しくはどなたかできちんとした額を、アバウトで結構ですけど、それを答弁されるべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（佐伯雄幸 君） そのとおりでございます。教育支援課長、よろしくお願いします。

◎教育支援課長（渡邊明弘 君） 失礼いたします。中学校の生徒さんのですね、学校給食代として歳入として見込まれる金額でございますけれども、こちらが、生徒さんの学校給食代といたしましては、1, 450万円ほどが、保護者の方としての負担の、歳入の見込みの金額でございます。以上でございます。

◎議長（佐伯雄幸 君） よろしいでしょうか。

◎1番（井戸三兼 君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸 君） それを許可します。

◎1番（井戸三兼 君） 通告にないようなことも言いまして、誠に申し訳ございませんでしたが、やはり、子育て支援には金がかかると、いうことで、小学校の統廃合はこれから検討していくんだということですが、小学校の統廃合についてもですね、統廃合しなくてもですね、建て替え時期が迫ってくることもありますので、こういったことをやりがてらでも、統廃合資金の積み立てはしていったほうがいいなと、いうふうに思います。

英語力の、教育ということで、ただ単に英語をやるだけじゃなくて、しゃべれる英語をやらないと、多分これからの世の中は難しいと思いますので、ぜひそういった教育に取り組んでいていただいて、この川辺町は住み続けたい町ナンバー4位から、3位、2位を目指していていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸 君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで休憩に入りたいと思います。再開時間を10時と致します。

（休憩 9：50～10：00）

◎議長（佐伯雄幸 君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。日程第2、議案第1号「町道の路線廃止及び認定について」から、日程第21、議案第20号「令和8年度川辺町下水道事業会計予算」までの20議案を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました20議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果ならびに経過について報告を求めます。

総務委員会委員長 櫻井芳男君

◎総務委員長（櫻井芳男 君） 議長より、報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果ならびに経過についてご報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第1号から議案第20号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり。

議案第1号「町道の路線廃止及び認定について」

議案第2号「美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約」

議案第3号「川辺町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の制定」

議案第4号「川辺町職員等の旅費に関する条例の制定」

議案第 5 号「川辺町公告式条例の一部を改正する条例」

議案第 6 号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 7 号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 8 号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」

議案第 9 号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」

議案第 10 号「令和 7 年度川辺町一般会計補正予算(第 5 号)」

議案第 11 号「令和 7 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)」

議案第 12 号「令和 7 年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)」

議案第 13 号「令和 7 年度川辺町水道事業会計補正予算(第 4 号)」

議案第 14 号「令和 7 年度川辺町下水道事業会計補正予算(第 4 号)」

議案第 15 号「令和 8 年度川辺町一般会計予算」

議案第 16 号「令和 8 年度川辺町国民健康保険特別会計予算」

議案第 17 号「令和 8 年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第 18 号「令和 8 年度川辺町介護保険特別会計予算」

議案第 19 号「令和 8 年度川辺町水道事業会計予算」

議案第 20 号「令和 8 年度川辺町下水道事業会計予算」

本委員会は、付託された議案第 1 号から議案第 20 号までの 20 件につきまして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された 20 件について、3 月 3 日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ 108 件あまりの質疑に対する応答を行いました。

3 月 6 日に討論採決を行った結果報告書にありますとおり、いずれについても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

以上、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長(佐伯雄幸 君) ご苦労様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとを議題といたします。

議案第 1 号「町道の路線廃止及び認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第 1 号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第 1 号「町道の路線廃止及び認定について」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号「美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号「美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号「川辺町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の制定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号「川辺町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の制定」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号「川辺町職員等の旅費に関する条例の制定」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号「川辺町職員等の旅費に関する条例の制定」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号「川辺町公告式条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号「川辺町公告式条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号「川辺町下水道条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号「令和7年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号「令和7年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号「令和7年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号「令和7年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第14号「令和7年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号「令和8年度川辺町一般会計予算」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第15号「令和8年度川辺町一般会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号「令和8年度川辺町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第16号「令和8年度川辺町国民健康保険特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号「令和8年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第17号「令和8年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号「令和8年度川辺町介護保険特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって議案第18号「令和8年度川辺町介護保険特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号「令和8年度川辺町水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号「令和8年度川辺町水道事業会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号「令和8年度川辺町下水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって議案第20号「令和8年度川辺町下水道事業会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、町長から、議案第21号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」が議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議案第21号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」を追加日程第2として、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸 君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。資料を配りますので、しばらくお待ち下さい。

◎議長（佐伯雄幸 君） 追加日程第1、議案第21号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。本案についての説明を求めます。

◎町長（木下宙 君） はい、議長。

◎議長（佐伯雄幸 君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙 君） 議案第21号「令和7年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、既定の予算額に、371万6,000円を追加し、予算総額を、60億9,872万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、固定資産税の修正申告に伴う町税還付金及び加算金を増額補正するもので、その財源を、財政調整基金繰入金で対応するものでございます。

以上、補正予算議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸 君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論は、ございませんか。

(「討論なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第21号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。従って、議案第21号「令和7年度川辺町一般会計補正予算(第6号)」は原案の通り可決されました。

◎議長(佐伯雄幸 君) 追加日程第2、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略いたします。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸 君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長にあいさつをいただきます。

◎町長(木下宙 君) はい、議長。

◎議長(佐伯雄幸 君) 町長 木下宙君。

◎町長(木下宙 君) 議会定例会の閉会にあたりまして、一語ごあいさつ申し上げます。

こん定例会において上程いたしました各議案について、議員各位には連日にわたり、熱心かつ建設的なご審議を賜り、改めて深く感謝申し上げます。今定例会で新年度予算案が可決されたことを受け、これからは、その執行に全力を尽くして参ります。

予算の執行においては、町民の皆様の生活向上を第一に考え、限られた財源を最大限に活用し、まちの未来に向けた基盤を確実に築いていきます。これからの1年間も、町全体の発展に向けて着実に前進していく所存です。

新しい挑戦にも前向きに取り組み、町民の皆様にとってよりよいまちをつくるために、日々努力を続けて参ります。また、議会運営に際しまして、円滑な進行にご尽力いただいた、議長を初め、議員各位に、重ねて御礼申し上げます。執行部一同、引き続き誠心誠意、調整に取り組んで参る覚悟でございます。

結びに、議員各位の今後ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、閉会のごあいさつをとさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(佐伯雄幸 君) これをもちまして、令和8年第1回定例会を閉会とします。ご苦勞様でございました。

(閉会 10時30分)